

子ども・子育て支援システム再構築業務
審査基準

堺市子ども青少年局子育て支援部幼保推進課

1 基本的な考え方

優先交渉権者の決定については、「子ども・子育て支援システム再構築業務」の調達にあたって、最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。審査は、堺市プロポーザル方式による委託事業者選定委員会（子ども・子育て支援システム再構築業務）にて行う。

(1) 評価の方法及び優先交渉権者の決定方法

- ア 「技術点」に「価格点」を加算し、「総得点」が最も高い者を優先交渉権者とする。
- イ 以下の場合には優先交渉権者とししない。
- ・見積価格が提案上限金額を超えた場合
 - ・本市の庁内連携システム（共通基盤連携システム）と情報連携ができない場合。
 - ・本市の団体内統合宛名システム（番号連携サーバシステム）と情報連携ができない場合。
 - ・上記内容を含め、番号法に基づく、情報照会の事務が適切に実施できない場合。
 - ・上記以外に「調達仕様書機能要件一覧」の必須項目が実現できない場合。
 - ・新システムの動作環境が、メーカーサポートが終了しているソフトウェア等の使用を前提としている場合。
 - ・半数以上の委員が、技術点が480点に満たないと評価した場合。
- ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、下記により優先交渉権者を決定する。
- (ア) 提案者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
- ・「技術点」が高い者を優先交渉権者とする。
- (イ) 提案者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
- ・「技術点」における「内容評価点」が高い者を優先交渉権者とする。
 - ・「内容評価点」項目が同じ場合には、「運用・保守費用評価点」が高い者を優先交渉権者とする。
- (2) 「運用・保守費用評価点」、「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (3) 「調達仕様書」の要件をすべて満たしていることを前提とする。

2 技術点（満点：800点）

次の（1）、（2）、（3）で算出した各評価点の合計を技術点とする。

（1）「内容評価点」（満点：460点）

「配点表」大項目1～9の提案内容を次のとおり評価した結果を「内容評価点」とする。

ア 項目評価点

「配点表」における大項目1～8について

各委員が評価項目ごとの評価内容を次の3段階で評価する。

評価区分	評価
優れた提案である。	5
一般的な水準の提案である。	3
不十分な提案である。	1

「配点表」における大項目9について

各委員が評価内容を次の4段階で評価する。

評価区分	評価
非常に優れた提案である。	5
優れた提案である。	3
一般的な水準の提案である。	1
不十分な提案である。	0

イ 項目加重点

評価項目の重要度に応じて、項目加重点を項目ごとに設定する。

ウ 評価点の算出

各委員の評価点は、ア 項目評価点に、イ 項目加重点を乗じた数の総合計とする。

エ 「内容評価点」の算出

各委員の評価点の平均値を「内容評価点」とする。

（2）「機能点」（満点：240点）

「調達仕様書機能要件一覧」で指定する項目について採点した結果を「機能点」とする。

ア 各項目の点数は以下のとおりとする。

（ア）重要度「高度」の項目

- ・パッケージ標準機能で実現可能・・・・・・・・・・2点
- ・パッケージ代替機能で実現可能・・・・・・・・・・2点
- ・カスタマイズで実現可能（本市要件とおり）・・2点
- ・カスタマイズで実現可能（代替案）・・・・・・・・2点
- ・別途費用で実現・・・・・・・・・・・・・・・・0点
- ・実現不可能・・・・・・・・・・・・・・・・0点

（イ）重要度「低度」の項目

- ・パッケージ標準機能で実現可能・・・・・・・・・・1点
- ・パッケージ代替機能で実現可能・・・・・・・・・・1点
- ・カスタマイズで実現可能（本市要件とおり）・・1点

- ・カスタマイズで実現可能（代替案）・・・・・・・・・・1点
- ・別途費用で実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・0点
- ・実現不可能・・・・・・・・・・・・・・・・・・0点

イ 「機能点」の算出

「機能点」は、ア 各項目の点数の合計を得点とする。

(3) 「運用・保守費用評価点」(100点)

導入後10年間に係る運用・保守費用にかかる提案見積について、以下の計算式に基づいて算出したものを「運用・保守費用評価点」とする。最低提案見積金額、提案見積金額が0の場合、1として算出する。

$$\boxed{\text{運用・保守費用評価点}} = \boxed{100} \times \boxed{\left(\frac{\text{最低提案見積金額}}{\text{提案見積金額}} \right)}$$

3 価格点 (満点：200点)

「価格点」の満点を200点とし、見積価格に基づく「価格点」は次のように算出する。最低見積価格者の見積価格が0の場合、1として算出する。

$$\boxed{\text{価格点}} = \boxed{200} \times \boxed{\left(\frac{\text{最低見積金額}}{\text{見積金額}} \right)}$$

4 総得点 (満点：1,000点)

以下の計算式により計算した合計点数の最も高い者を優先交渉権者とする。

$$\boxed{\text{総得点 (1,000点満点)}} = \boxed{\text{技術点 (800点満点)}} + \boxed{\text{価格点 (200点満点)}}$$